

契約書（案）

- 1 事業名 愛媛県男女共同参画センター壁面修繕業務
- 2 業務場所 松山市山越町 450 番地 愛媛県男女共同参画センター
- 3 業務期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 24 日
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 金 円

上記について、愛媛県を甲とし、 を乙とし、甲乙間において、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務施工）

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づき施工すること。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（委任又は下請負の禁止）

第 3 条 乙は、この業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（工程表）

第 4 条 乙は、この契約締結後、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、工程表を変更したときは、その都度変更後の工程表を甲に提出しなければならない。

2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（業務遂行上の責任者）

第 5 条 乙は、業務の実施に関して、甲と連絡調整を行う責任者を定め、甲に通知するものとする。

（業務の調査等）

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（検査及び引渡し）

第 7 条 乙は、修繕前、修繕中及び修繕後の写真を撮影し、業務が完了したときは、遅滞なく、書面及び写真をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して 10 日以内に完了検査を行うものとする。

3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完了検査に合格した日とする。

(補正又は再調査等)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第9条 甲は、請負代金を第7条に定める完了検査合格後、適正な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請負代金を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てるものとする。

(事情変更による契約の変更)

第11条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるときは、その事情に応じ、甲乙協議の上、書面により、契約金額、業務期間、その他の契約内容を変更することができる。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された目的物が、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(期限の延長)

第13条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第 14 条 乙の責めに帰する事由により業務期間を延長した場合には、甲は、請負代金額から既成部分に対する請負代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年 3% の利息を徴収することができる。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除の申し出があったとき。
- (2) 乙が業務期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 乙又は乙の役員等(乙の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。)若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例(平成 22 年愛媛県条例第 24 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員と認められるとき。

3 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第 16 条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3% の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 17 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって業務場所の関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等(第三者の

所有に属する者を含む。)を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(服務)

第 19 条 この契約により乙の作業員が業務場所内において行う業務実施上の行為は、すべて乙の責めとし、業務実施上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第 21 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第 22 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 23 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 中 村 時 広

住所

乙

氏名